

ツイッター運営方針

1 趣 旨

この運営方針は、阪神南障害者のしごと支援事業「みんなのしごと」ホームページコンテンツ運営要領（以下「要領」という。）第 12 第 2 項に基づき、ツイッターの運営に関して必要な事項を定める。

2 アカウント運用のルール

(1) アカウント名

アカウント : H a n s h i n _ S _ M i n n a

アカウント名称 : 阪神南みんなのしごと

(2) 発信時間

原則として、平日 9 : 0 0 から 1 7 : 0 0 までとする。ただし、管理者が必要と判断する場合は、この限りではない。

(3) 発信主体及び管理者

発信主体 : 阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所監査・福祉課

管理者 : 阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所監査・福祉課長

3 発信内容

情報の発信については、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成 23 年 12 月 20 日情第 2867 号）に基づき運用するものとし、発信内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者就労支援施設の活動内容、生産する製品、取扱い店舗の紹介等の情報
- (2) 障害者の就労等を支援する団体の情報
- (3) 行政機関の障害者に関する情報
- (4) 兵庫県障害者就労応援企業等の情報
- (5) その他阪神南県民センター長が必要と認める情報

4 情報の発信方法

要領第 5 に規定する施設等（掲載施設等）に対する情報の発信方法は次のとおりとする。

(1) 情報の収集

- ア 掲載施設等から電話、メール等により情報提供を受ける。
- イ 掲載施設等が運営するホームページを定期巡回し、新着情報を確認する。
- ウ 掲載施設等への訪問等により取材する。
- エ 関係機関との連携により情報収集を行う。

(2) 情報の選択と加工

- ア 芦屋健康福祉事務所で記事を編集する。
- イ 必要に応じホームページに掲載する。

(3) 情報の配信と拡散

障害者の就労支援事業「阪神南みんなのしごと」アカウントで配信する。

5 その他運用上の留意事項

(1) 閲覧者からのメッセージ等への対応

情報発信を優先するため、原則としてフォロー、リプライは行わない。

(2) 他のツイッターアカウントへの対応

原則として他のツイッターアカウントに対するフォロー、リツイートは行わない。

(3) その他

ツイッターの運営に関して、不都合が生じた場合又は管理者が不適切であると判断した場合は、事前の連絡なく変更、削除することがある。